

5 東部合同労働	4	6 北部合同労働	2	7 横浜合同労働	3	8 山形合同労働	2
9 岡山労働	2	10 岡山建設工業	1	11 廣島合同労働	1	12 松永労働	2
13 徳島労働	1	14 京都合同労働	4	15 大阪合同労働	5	16 尾崎合同労働	5
17 瀬合同労働	2	18 東河労働	2	19 堺合同労働	1	20 神戸合同労働	1
21 九州合同労働	2	22 福岡合同労働	1	23 名古屋合同	2	24 九州労働	1
25 靜岡東部合同	2						

(化学工業) 纖維工業部、建築材料工業部、電気工業部

1 海軍労働	1	2 尾崎硝子労働	1	3 神戸硝子労働	2	4 九州硝子労働	2
5 紡織労働	2	6 日本縫工組合	1	7 京都木物労働	4	8 鎌倉木労働	2
9 群山労働	1	10 社田製材工	0	11 和歌山製材製造	1		

第四種 食料品工業部、部、合計 八人

第五種 印刷工業部、部、合計 八人

第六種 印刷工業部、部、合計 八人

中支委實會の日本労働従員盟規約改正案

第一章 総則

第一条 本同盟は日本労働従員同盟と稱し本部を東京市に置く

第二条 本総同盟は日本全口に於ける各種産業別組合、職業別組合並に地方的組合を以て組織す

第三条 本総同盟は細領及び宣言の主旨に並に主張の貫徹を旨とし以て目的とす

第四条 本総同盟は前條の目的を達成するたに於て専門部を置き必要なる各種事業を行ふ

- 教育出版部
- 調査部
- 中支議部
- 政治部
- 事業部
- 組織部
- 口際部
- 法律部
- 専門部は各別に細則を設け會長承認を得べしとす